

令和3年度 仙北市住宅リフォーム促進事業

住宅改善を促進するとともに、市民の生活環境の向上及び地域経済の活性化、空き家の利用促進を図るため、自己の所有する住宅を市内の事業者を利用してリフォーム工事を行った者に対し補助金を交付します。

| タイプ | ①持ち家型 | | ②空き家購入型 | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| | 一般世帯 | 子育て世帯 | 仙北市在住世帯 (子育て世帯) | 市外からの 移住・定住世帯 (一般世帯) | 市外からの 移住・定住世帯 (子育て世帯) |
| 補助率 | 補助対象工事費の 5% 限度額5万円 (千円未満切り捨て) | 補助対象工事費の 10% 限度額20万円 (千円未満切り捨て) | 補助対象工事費の 15% 限度額30万円 (千円未満切り捨て) | 補助対象工事費の 15% 限度額30万円 (千円未満切り捨て) | 補助対象工事費の 20% 限度額40万円 (千円未満切り捨て) |

◎子育て世帯・・・申請年度に18歳以下の子どもを扶養する世帯（申請者は子どもの親）

◎空き家購入・・・令和2年10月1日以降に仙北市の空き家を購入した方（登記をした場合に限る）
（2親等以内の親族からの購入を除く）
人が居住していたことが有り、居住者又は利用者がいない住宅（証明者により空き家であった事が証明出来る物に限る。）で、かつ、建築後10年を経過した住宅

◎市外からの移住・定住世帯・・・5年以上仙北市外に住所を有し、定住を目的に仙北市に住所を移動しようとする世帯（移動の日から3年以内の世帯を含む）

◎下水道等への新規接続 下水道（公共下水道・合併浄化槽・集落排水）に新規に接続した方には5万円を加算

【補助対象者】

○仙北市民（完了届提出時に仙北市に転入する方含む）で市税や市諸収入に未納がない者

【対象となる住宅】

○市内に存する自らが居住する専用住宅及び併用住宅 ※アパート等賃貸住宅は対象外
○併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であること。
また補助対象は、専ら居住の用に供する部分のみ。

【対象となる工事】

○次に掲げる工事のいずれかであって、当該工事に要する経費（消費税等含む）が50万円以上であること
(1)対象住宅の修繕、補修及び増築、改修等（屋根の葺き替え、屋根又は外壁の塗り替え、トイレ・浴室台所改修等）
(2)(1)の工事に伴い、雑排水及びトイレを下水道施設等へ接続するための工事。ただし、浄化槽本体工事(浄化槽設置整備事業を活用した工事)及び仙北水水洗便所等改造資金融資あっせんを活用した工事は除く

【補助対象外工事】

○車庫、物置、倉庫、農作業小屋、駐車場、フェンス等の住宅本体以外の工事・住宅用太陽光発電システム工事
○その他、リフォーム工事を伴わないもの

【施工業者】

○市内に事業所を有する法人又は個人であること(下水道施設等への接続工事は仙北市排水設備指定工事店に限る)
※市外からの移住・定住世帯については、市内・市外問わず対象といたします。（ただし、秋田県内に本店を有すること）

★補助金の交付申請は、同一年度内に1回限りです★

■平成22年度から令和2年度に本事業を利用された方は、補助を受けたリフォーム等工事箇所・工事内容と異なる工事を申請する場合は対象となります。その場合は、先に受けた補助金と合わせて各タイプの限度額までとする。

(例①子育て世帯：H27年度12万円交付。R3年度は8万円まで)

【申込期間】 令和3年4月1日～令和4年3月31日（令和4年3月31日までに完了届を提出できる事） 但し、申請の受付は、予算が無くなり次第、終了します。

※秋田県の住宅リフォーム推進事業や介護保険による住宅改修と併用ができます。

※補助金の交付申請は、工事に着手する前にお願いします。

【問い合わせ先】

仙北市役所角館庁舎2F 建設部建設課 都市計画係 TEL 0187-43-2295